

白岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例の概要

1 改正の理由

白岡工業団地内の公共下水道化に伴い、負担区を新たに定める必要が生じたため、白岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

白岡工業団地内を第11負担区とし、同条例第4条に規定する単位負担金額を1㎡当たり650円とするものである。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。